

高知県産業振興アドバイザー（課題一貫支援型）設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、高知県産業振興アドバイザー（課題一貫支援型）（以下「アドバイザー」という。）の設置により、地域アクションプランに位置付けられた取組で、かつ、既に実施している事業（以下「既存事業」という。）が抱える課題の整理及び分析、解決に向けた方策の検討及び実行等、専門的な知見を生かした一貫した支援を、産業振興推進地域本部（以下「地域本部」という。）と一体となつて行うことを目的とする。

（職務）

第2条 アドバイザーの職務は、既存事業に係る次の事項とする。

（1）全体支援

- ア 課題の整理及び分析を通じた指導及び助言
- イ 個別課題の解決に向けた調整（アドバイザーの選定等）
- ウ 課題全体の解決に向けた進捗管理及び調整

（2）個別支援

個別課題の解決に関する指導及び助言

（委嘱）

第3条 アドバイザーは知事が委嘱するものとし、委嘱する期間は、委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、期間内の課題解決に向けた指導等の進捗状況により、1年ごとに延長することができるものとする。

（委嘱の解除）

第4条 知事は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときには、その委嘱を解除することができる。

- （1）アドバイザーから委嘱の解除の意思表示があり、やむを得ないと認められるとき。
- （2）前号のほか、アドバイザーの委嘱を解除すべきやむを得ない事情があると認められるとき。

（守秘義務）

第5条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も、また、同様とする。

（謝金等）

第6条 知事は、アドバイザーに対し、予算の範囲内において謝金を支払うものとする。また、活動に伴う旅費は、県の旅費規定に基づき別途支給する。

（庶務）

第7条 アドバイザーに関する庶務は、産業振興推進部計画推進課（以下「計画推進課」という。）において行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年8月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。